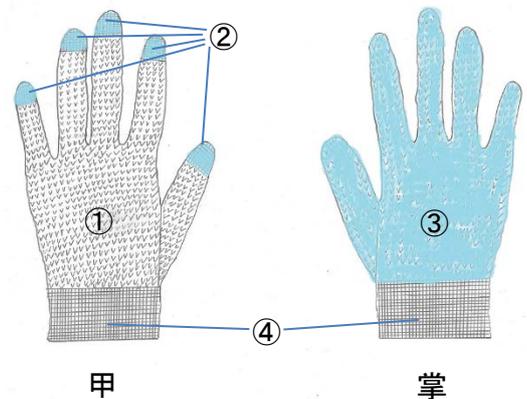


✚ 貨物概要

合成繊維製メリヤス編物等から成る手袋

- 材 質：(①甲) 合成繊維製メリヤス編物
 (②甲の指先) プラスチックを塗布した合成繊維製メリヤス編物
 (③掌) 片面にプラスチックを塗布した合成繊維製織物
 (④手首) 合成繊維製メリヤス編物



性 状：プラスチックを塗布した合成繊維製編物、合成繊維製織物等を裁断・縫製した手袋

用 途：軽作業用手袋

面積比：①甲 40.0% ②甲の指先 3.5% ③掌 40.5% ④手首 16.0%

✚ 分類

関税率表第 6116.93 号（統計番号 6116.93-000）の合成繊維製メリヤス編物から成る手袋（縫製したもの）

✚ 分類理由

本品は、手袋であり、表面（外面）の構成材料のうち最も大きい面積を占めるメリヤス編物から成る手袋として関税率表第 61.16 項に分類されます。

号については、プラスチックを塗布した部分の面積が手袋表面の面積の 50%以下であることから、その他のものとして上記のとおり分類されます。

分類のポイント

本品の構成及び分類の検討手順は以下のとおりです。

	塗布あり	塗布なし	合計
編物	② 3.5%	① 40.0% ④ 16.0%	59.5%
織物	③ 40.5%	—	40.5%
合計	44%	56%	100%

(1) (2)

(1) 項の検討

手袋表面に占める編物と織物の面積を比較し、編物の比率が高いことからメリヤス編物から成る手袋として関税率表第 61.16 項に分類されます。

(2) 号の検討

手袋表面に占めるプラスチックを塗布した部分と塗布してない部分の面積を比較し、塗布した部分の比率が 50%以下であることから同表第 6116.10 号には分類されず、第 6116.93 号に分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全 部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずる ことがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望 される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）